平成２１年（フ）第２８１１号
札幌市西区二十四軒１条２丁目２番11―308号
債務者　石垣　孝一
1　決定年月日時　平成21年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２８４８号
札幌市厚別区厚別西４条１丁目10番４―1303号
債務者　本田　博人
1　決定年月日時　平成21年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１４８号
千葉県銚子市豊里台２丁目1110番地の138
債務者　向後　　保
1　決定年月日時　平成21年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月５日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２１年（フ）第１４９号
千葉県銚子市豊里台２丁目1110番地の138
債務者　向後　礼子
1　決定年月日時　平成21年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月５日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２１年（フ）第１５３号
千葉県旭市新町1062番地
債務者　秋元　賢次
1　決定年月日時　平成21年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月５日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２１年（フ）第１６５号
千葉県山武市横田370番地
債務者　秋葉　純一
1　決定年月日時　平成21年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月５日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２１年（フ）第１６７号
千葉県山武市成東2975番地31
債務者　佐々木恵美子
1　決定年月日時　平成21年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月５日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２１年（フ）第１７６号
千葉県東金市田間590番地２　コープ野村Ａ―202
債務者　菅谷　里子
1　決定年月日時　平成21年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月５日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２１年（フ）第４２７号
新潟市東区東明７丁目２番地７、前住所新潟県五泉市石曽根8070番地の135
債務者　舘川　義篤
1　決定年月日時　平成21年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月５日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第４２８号
新潟市東区東明７丁目２番地７、前住所新潟県五泉市石曽根8070番地の135
債務者　舘川　順子
1　決定年月日時　平成21年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月５日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第４６８号
新潟市西区内野西２丁目23番30号
債務者　川辺　正人
1　決定年月日時　平成21年９月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月５日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第４７０号
新潟市東区東中野山５丁目２番20号
債務者　木下内成美
1　決定年月日時　平成21年９月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月５日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第４７１号
新潟市西区善久410番地10　須田借家３号
債務者　長嶋　一美
1　決定年月日時　平成21年９月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月５日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第４７３号
新潟市中央区田中町5188番地35
債務者　大藤　陽造
1　決定年月日時　平成21年９月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月５日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第６４号
新潟県三条市東三条１丁目22番10―412号
債務者　高柳　智之
1　決定年月日時　平成21年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月５日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２１年（フ）第２７号
京都府舞鶴市字上福井40番地１―Ａ２号
債務者　岩本　一美
1　決定年月日時　平成21年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月５日まで
京都地方裁判所舞鶴支部破産係

平成２１年（フ）第４３号
兵庫県丹波市山南町岡本284番地
債務者　片岡　康成
1　決定年月日時　平成21年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月５日まで
神戸地方裁判所柏原支部破産係

平成２１年（フ）第１３５号
山口県宇部市上条２丁目３番28号、前住所京都府京都市左京区鹿ケ谷御所ノ段町１番地１
債務者　池田　正世
1　決定年月日時　平成21年９月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月５日まで
山口地方裁判所宇部支部